

# 法令及び定款に基づく インターネット開示事項

## 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況 個 別 注 記 表

(2018年4月1日から2019年3月31日まで)

株式会社 **タナベ経営**

「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」及び「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、当社ホームページ (<https://www.tanabekeiei.co.jp/>) に掲載することにより、株主のみなさまに提供しております。

## 6 | 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

### 1 体制の決議内容の概要

#### 1 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- a. コンプライアンス担当役員を置き、コンプライアンスについての社内啓蒙、コンプライアンス体制の充実を図る。
- b. 「コンプライアンス委員会」を設置し、法令遵守に関する課題を把握し、対策を検討すると共に、対策の有効性を検証する。
- c. 当社グループ（当社及び子会社から成る企業集団をいう。以下同じ）の社員等（取締役及び使用人をいう。以下同じ）が遵守すべきものとして、「役員・社員倫理規範」、「コンプライアンス倫理憲章」、「コンプライアンス規程」及び「インサイダー取引管理規程」を制定すると共に、担当役員は当社グループの社員等に周知徹底させる。
- d. 内部監査室は、各部門に対して、「内部監査規程」に基づき、法令及び社内規程の遵守状況及び業務の効率性及び有効性等の監査を実施し、その結果を代表取締役社長に報告する。
- e. 「公益通報者保護規程」を制定し、法令違反等を未然または早期に発見し、対応する体制を整備する。
- f. 反社会的勢力への対応を所管する部署を経営管理本部総務人事部とし、反社会的勢力に対して常に注意を払うと共に、その不当要求に対しては組織的な対応をとって、このような団体・個人とは一切の関係を持たない。

#### 2 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- a. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理は、「文書管理規程」に従い適切に行う。
- b. 取締役及び監査役が求めたときには、責任部署はいつでも当該文書を閲覧または謄写に供する。

#### 3 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- a. 「コンプライアンス委員会」を設置し、各部門の業務に係るリスク管理状況を把握し、必要に応じて支援及び提言を行う。
- b. リスク管理に関する規程として、「コンプライアンス規程」、「反社会的勢力対策規程」、「公益通報者保護規程」及び「危機管理規程」等を整備する。
- c. 「決裁規程」及び「決裁基準書」等により職務権限を明確にする。
- d. 内部監査室は、全部門に原則年1回以上の監査を実施する。
- e. 取締役、本部長、副本部長、支社長及び本社各部門長が出席し、原則毎月開催する戦略パートナーズ会議では、年度計画の進捗状況、業績の管理を行うと共に、異常事項の報告を義務付ける。

以上のa～eにより、会社に重大な影響を及ぼす事態の発生防止に努めると共に、万一、不測の事態が発生した場合は、「危機管理規程」に基づき、代表取締役社長を本部長とする対策本部を設置し、迅速な対応を行い、損害及び影響額を最小限にとどめるよう努める。

#### 4 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- a. 「取締役会規程」、「役員服務規程」及び「決裁基準書」等の諸規程の整備を行い、取締役の職務権限を明確にし、業務の効率性を確保していく。
- b. 原則として毎月1回以上、取締役会、経営会議及び戦略パートナーズ会議を開催し、迅速な意思決定と効率的な業務執行を行う。
- c. 経営計画や各部門業務計画を策定し、その進捗状況を取締役会、経営会議及び戦略パートナーズ会議にて確認し、月次及び四半期毎の業務管理を行う。

## **5 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制**

- a. 経営管理本部総務人事部及び経営管理本部財務部は、子会社の内部統制の有効性並びに妥当性を確保するため、「業務分掌規程」及び「関係会社管理規程」により、状況に応じて必要な管理を行う。
- b. 内部監査室及び監査役会は、子会社管理状況及び業務活動について、監査及び調査を実施する。
- c. 経営管理本部総務人事部は、子会社の営業成績及び重要事項等について、定期的に報告を受ける。
- d. 経営管理本部総務人事部は、子会社に重大なリスクが発生した場合には、速やかに報告を受ける体制を整備する。
- e. 子会社の経営計画及び業務計画を策定し、その進捗状況を当社の取締役会及び経営会議にて確認する。

## **6 監査役職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに監査役当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**

- a. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、専任の担当者を配置し、その担当者の人事異動、人事評価及び懲戒に関しては、監査役会の事前の同意を得るものとする。
- b. 監査補助者は業務の執行に係る役職を兼務しない。

## **7 当社グループの社員等またはこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制**

- a. 当社グループの社員等及びこれらの者から報告を受けた者は、監査役に対して、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときは、当該事実に関する事項を規程に従い速やかに報告する。
- b. 当社は、前項の報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を社員等に周知徹底する。
- c. 次の事項は、監査役に遅滞なく報告する体制を整える。
  - (a) 監査役から、業務に関して報告を求められた事項
  - (b) 内部監査室が実施した内部監査の結果
- d. 監査役は、取締役及び社員より報告を受けた場合、その他の監査役に速やかに報告を行う。

## **8 監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制**

- a. 監査役が、会社の重要情報についてアクセスできる環境等を整備するよう努める。
- b. 代表取締役社長と定期的に会合を開催する。また、会計監査人と定期的に意見及び情報の交換を行うと共に、必要に応じて会計監査人に報告を求める。
- c. 当社グループの社員等は、監査役監査の重要性を十分に理解し、監査役監査の環境を整備するよう努める。
- d. 監査役職務執行について生じる費用または債務は、監査役より請求のあった後、速やかに処理する。

## 2 当該体制の運用状況の概要

### 1 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- a. コンプライアンス担当役員である代表取締役社長の指揮の下、社内のコンプライアンス体制の構築やコンプライアンス研修の充実を図っております。
- b. 代表取締役社長が委員長であり、常勤監査役及び主要部門長がメンバーである「コンプライアンス委員会」を年4回開催しております。当該委員会は、コンプライアンス上重要とされる問題点を議論し、各規程等の整備や社内体制の構築を行っております。
- c. 「役員・社員倫理規範」、「コンプライアンス倫理憲章」、「コンプライアンス規程」及び「インサイダー取引管理規程」を基に、研修会等において、当社グループの社員等にコンプライアンス教育を実施しております。
- d. 内部監査室は、全部門に対して原則年1回以上の監査を実施しております。また、その結果を原則月1回、代表取締役社長に報告しております。
- e. 「公益通報者保護規程」に基づき、通報窓口を設置し、社内に周知しております。また、通報者が労働条件等に不利益な扱いを受けないことも周知しております。
- f. 「反社会的勢力対策規程」及び「取引先選定マニュアル」に基づき、所管部署である経営管理本部総務人事部を中心に、反社会的勢力に対して常に注意を払っております。また、反社会的勢力から金銭その他の経済的利益を不当要求された場合は、「反社会的勢力対応マニュアル」に基づき、外部専門機関と連携して速やかに排除しております。

### 2 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、経営管理本部総務人事部が、「文書管理規程」に従い適切に保存及び管理しております。取締役及び監査役が求める場合は、何時でも当該文書を閲覧または謄写に供しております。

### 3 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- a. 「コンプライアンス委員会」において、当社のリスクを洗い出し、評価、分析及び対応策等の検討を行うと共に、各部門のリスク管理状況の把握と指導を行っております。
- b. リスク管理及びコンプライアンス体制の構築に係る「コンプライアンス規程」を定めると共に、当該規程の枠組みに従い、「公益通報者保護規程」、「反社会的勢力対策規程」及び「危機管理規程」等の体制構築に係る運用マニュアルを定め、適宜見直し、社内に周知しております。
- c. 「決裁規程」及び「決裁基準書」等に基づき、適切に権限の委譲を行い、稟議書を用いて付与された権限に沿って、適正かつ効率的に職務を執行しております。
- d. 内部監査室は、全部門に対して原則年1回以上の監査を実施しております。また、その結果を原則月1回、代表取締役社長に報告しております。
- e. 原則毎月開催する戦略パートナーズ会議において、全社及び各部門の業績進捗を確認し、各部門長は異常事項の報告を行っております。そして、必要が認められる場合は、各部門長に対して対策を指示しております。

#### **4 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**

- a. 「取締役会規程」、「役員服務規程」及び「決裁基準書」等を定め、適切に運用しております。また、経営上重要な情報の正確かつ迅速な収集・伝達のためのITシステムの整備等により、意思決定の迅速化を図っております。
- b. 取締役会及び経営会議を原則毎月1回以上開催し、意思決定の迅速化を図っております。また、取締役会の決定事項等の重要事項を戦略パートナーズ会議で適時に伝達し、社員等に周知徹底を図っております。
- c. 経営計画及び各部門業務計画を策定し、取締役会、経営会議及び戦略パートナーズ会議でその進捗を確認しております。また、必要と認められる場合は、各部門長に対して対策を指示しております。

#### **5 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制**

「当社グループにおける業務の適正を確保するための体制」に関する基本方針は定めておりますが、現状当社には子会社が存在しないため、当該体制の運用状況の概要については、記載を省略いたします。

#### **6 監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**

監査役は、会計監査人及び内部監査室と連携して監査を行い、現状の体制で当社の事業規模に照らして十分かつ適切な監査を実施できていると考えております。したがって、監査役は、補助すべき使用人を求めておらず、その選任をしておりません。

#### **7 当社グループの社員等またはこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制**

- a. 当社グループの社員等またはこれらの者から報告を受けた者が、法令違反行為もしくは会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見した場合は、当該事実に関する事項を監査役に速やかに報告するよう規程に定め、周知徹底しております。
- b. 前項の報告を行った者に対し、「公益通報者保護規程」に従い、不利益な扱いを行わないことを社内に周知徹底しております。
- c. 従業員が監査役から業務に関して報告を求められた場合は、当該事項を速やかに報告するよう指示しております。また、内部監査室が実施した内部監査の結果は、その都度、監査役に速やかに報告しております。
- d. 監査役は、当社グループの社員等から報告を受けた場合は、グループウェア等を用いて、その他の監査役と速やかに情報を共有しております。

#### **8 監査役が監査が実効的に行われることを確保するための体制**

- a. 監査役が、全部門のファイルサーバー共有フォルダにアクセスできるよう社内環境を整備しております。
- b. 監査役は、原則月1回、代表取締役社長との面談を実施し、情報を共有しております。また、原則四半期に1回、会計監査人と意見及び情報の交換を行っており、必要に応じて会計監査人に報告を求めています。
- c. 当社グループの社員等は、監査役監査の重要性を十分に理解し、監査に進んで協力しております。
- d. 監査役の職務執行について生じる費用または債務は、監査役より請求のあった後、社内規程に基づき、速やかに処理しております。

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有価証券の評価基準及び評価方法

###### ・ 其他有価証券

###### 時価のあるもの

事業年度の末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

###### 時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

##### ② たな卸資産の評価基準及び評価方法

###### ・ 商品

先入先出法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

###### ・ 原材料

先入先出法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。（ただし、2007年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。）

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準を採用しております。

##### ② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

##### ③ リース資産

###### ・ 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

#### (3) 引当金の計上基準

##### ① 貸倒引当金

売掛金等の債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

##### ② 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。



- ③ 退職給付引当金（前払年金費用） 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末に発生していると認められる額を計上しております。

なお、当事業年度末では、年金資産の合計額が退職給付債務から未認識数理計算上の差異を控除した金額を超過しているため、当該超過額を前払年金費用（投資その他の資産）に計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

また、数理計算上の差異は、発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（9年）による定額法により発生翌事業年度から費用処理しております。

（追加情報）

（確定給付企業年金制度への移行）

当社は、従業員の退職給付に充てるため、退職一時金制度と確定給付企業年金制度を併用しておりましたが、2018年4月1日付で、退職一時金制度を廃止し確定給付企業年金制度へ移行しております。

これに伴い、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」（企業会計基準適用指針第1号 平成14年1月31日）及び「退職給付制度間の移行等の会計処理に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第2号 平成19年2月7日）を適用しております。なお、本制度移行に伴い、損益に与える影響はありません。

- ④ 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

#### （4）その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

## 2. 表示方法の変更に関する注記

（「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」等の適用）

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）等を当事業年度の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示しております。

### 3. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額

650,309千円

(2) 期末日満期手形

期末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理をしております。なお、当事業年度の末日が金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形が期末残高に含まれております。

受取手形

8,519千円

### 4. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首<br>株式数(株) | 当事業年度増加<br>株式数(株) | 当事業年度減少<br>株式数(株) | 当事業年度末<br>株式数(株) |
|-------|-------------------|-------------------|-------------------|------------------|
| 発行済株式 |                   |                   |                   |                  |
| 普通株式  | 8,754,200         | —                 | —                 | 8,754,200        |
| 合 計   | 8,754,200         | —                 | —                 | 8,754,200        |
| 自己株式  |                   |                   |                   |                  |
| 普通株式  | 91,039            | 50,035            | —                 | 141,074          |
| 合 計   | 91,039            | 50,035            | —                 | 141,074          |

(注) 自己株式の数の増加は、取締役会決議による自己株式取得50,000株及び単元未満株式の買取り35株による増加分であります。

(2) 新株予約権等に関する事項

| 区分   | 新株予約権の内訳               | 新株予約権の目的となる株式の種類 | 新株予約権の目的となる株式の数(株) |         |         |        | 当事業年度末残高<br>(千円) |
|------|------------------------|------------------|--------------------|---------|---------|--------|------------------|
|      |                        |                  | 当事業年度期首            | 当事業年度増加 | 当事業年度減少 | 当事業年度末 |                  |
| 提出会社 | 第1回ストック・オプションとしての新株予約権 | —                | —                  | —       | —       | —      | 8,034            |
| 合 計  |                        | —                | —                  | —       | —       | —      | 8,034            |

(3) 配当に関する事項

① 配当金支払額

| 決議                   | 株式の種類 | 配当金の総額<br>(千円) | 1株当たり<br>配当額(円) | 基 準 日      | 効 力 発 生 日  |
|----------------------|-------|----------------|-----------------|------------|------------|
| 2018年6月26日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 355,189        | 41.0            | 2018年3月31日 | 2018年6月27日 |

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2019年6月26日開催予定の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案する予定であります。

| 決議                   | 株式の種類 | 配当金の総額<br>(千円) | 配当の原資 | 1株当たり<br>配当額<br>(円) | 基 準 日      | 効 力 発 生 日  |
|----------------------|-------|----------------|-------|---------------------|------------|------------|
| 2019年6月26日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 361,751        | 利益剰余金 | 42.0                | 2019年3月31日 | 2019年6月27日 |



## 5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因別内訳

### 繰延税金資産

|           |           |
|-----------|-----------|
| 役員退職慰労引当金 | 110,098千円 |
| 賞与引当金     | 74,890千円  |
| 未払金損金不算入額 | 4,037千円   |
| 未払事業税     | 15,037千円  |
| その他       | 24,298千円  |
| 繰延税金資産小計  | 228,361千円 |
| 評価性引当額    | △3,011千円  |
| 繰延税金資産合計  | 225,349千円 |

### 繰延税金負債

|              |           |
|--------------|-----------|
| 前払年金費用       | 72,441千円  |
| その他有価証券評価差額金 | 35,234千円  |
| 繰延税金負債合計     | 107,676千円 |
| 繰延税金資産の純額    | 117,673千円 |

## 6. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取組方針

当社は、余資を預金・債券及び投資信託を主とした、流動性が高い金融資産で運用しております。

#### ② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社の「与信管理規程」に従い、取引先ごとに期日管理及び残高管理を行うことで、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

有価証券及び投資有価証券は、主に債券及び投資信託であり、市場価格の変動リスクに晒されております。当該リスクに関しては、定期的に時価を把握し、取締役会に報告することで継続的に見直しを実施しております。

また、金利・為替相場の変動リスクを回避する目的で、金利スワップ取引、通貨オプション取引を利用できる旨、「資金運用管理規程」で定めております。

長期預金については、複合金融商品（デリバティブ内包型預金）であり金利変動によるリスクに晒されております。また、その一部については、市場金利の変動により自動的に早期償還となるリスクがあります。しかし、その場合でも元本金額は保証されております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが2ヶ月以内の支払期日であります。

なお、流動性リスクに関しては、資金繰計画を作成・更新すると共に、手元流動性を維持すること等により管理しております。

#### ③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。

当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

### (2) 金融商品の時価等に関する事項

2019年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

|                | 貸借対照表計上額<br>(千円) | 時価 (千円)   | 差額 (千円) |
|----------------|------------------|-----------|---------|
| ① 現金及び預金       | 4,656,754        | 4,656,754 | —       |
| ② 受取手形及び売掛金    | 676,688          | 676,688   | —       |
| ③ 有価証券及び投資有価証券 | 2,435,660        | 2,435,660 | —       |
| ④ 長期預金         | 1,500,000        | 1,495,847 | △4,152  |
| 資産計            | 9,269,103        | 9,264,951 | △4,152  |
| ① 買掛金          | 343,230          | 343,230   | —       |
| 負債計            | 343,230          | 343,230   | —       |

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

#### 資 産

##### ①現金及び預金、②受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

### ③有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、債券及び投資信託は取引所の価格または取引金融機関から提示された価格によっております。また、信託受益権は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

### ④長期預金

この時価については、取引金融機関から提示される価額に基づき算定しております。

## 負債

### ①買掛金

これは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

## 2. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

|                                       | 1年以内<br>(千円) | 1年超5年以内<br>(千円) | 5年超10年以内<br>(千円) | 10年超<br>(千円) |
|---------------------------------------|--------------|-----------------|------------------|--------------|
| 預金                                    | 4,656,277    | —               | —                | —            |
| 受取手形及び売掛金                             | 676,688      | —               | —                | —            |
| 有価証券及び投資有価証券<br>その他有価証券のうち<br>満期があるもの |              |                 |                  |              |
| (1) 社債                                | 500,000      | 100,000         | 200,000          | —            |
| (2) その他                               | 999,439      | —               | —                | —            |
| 長期預金                                  | —            | —               | 1,300,000        | 200,000      |
| 合計                                    | 6,832,405    | 100,000         | 1,500,000        | 200,000      |

## 7. 関連当事者との取引に関する注記

### 役員及び個人主要株主等

| 種類        | 会社等の名称又は氏名 | 議決権等の所有<br>(被所有)割合 | 関連当事者との<br>関係 | 取引内容    | 取引金額<br>(千円) | 科目 | 期末残高<br>(千円) |
|-----------|------------|--------------------|---------------|---------|--------------|----|--------------|
| 役員及びその近親者 | 田邊 洋一郎     | (被所有)<br>直接11.9%   | 当社会長の兄        | 自己株式の取得 | 97,600       | —  | —            |

(注) 自己株式の取得は、東京証券取引所の自己株式立会外買付取引 (T o S T N e T - 3) により取得しており、取引金額は取引前日の終値によるものであります。

## 8. 1株当たり情報に関する注記

|                         |           |
|-------------------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額           | 1,242円47銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益金額        | 80円48銭    |
| (3) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 | 80円40銭    |

(注) 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

|                     |            |
|---------------------|------------|
| 1株当たり当期純利益金額        |            |
| 当期純利益金額             | 694,736千円  |
| 普通株主に帰属しない金額        | －千円        |
| 普通株式に係る当期純利益金額      | 694,736千円  |
| 普通株式の期中平均株式数        | 8,632,376株 |
| 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 |            |
| 普通株式増加数             | 9,068株     |